

平成26年(ワ)第1133号 福島原発ひろしま損害賠償請求事件

平成28年(ワ)第912号

原告 原告番号1 外31名

被告 国 外1名

準備書面 10

平成29年2月10日

広島地方裁判所民事第3部 御中

原告訴訟代理人弁護士

小笠原 正 景



同 弁護士

佐藤 邦 男



第1 はじめに

原告らは、既に訴状第9章において本件原発事故による原告らの損害に関する概括的な主張を行ったところであるが、以下のとおり、原告らの損害に関する法的主張を整理・補充する。

第2 本件事故による精神的損害

1 被侵害利益

(1) 包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）

本件原発事故により原告らが失ったもの、それは「本件原発事故前の平穏な日常生活」そのものである。

人は、居住する場所を選択し、その地域で、家庭を築き、また、学校、

職場、地域社会などを通じて様々な人間関係を築くことにより各種の共同体を形成し、それらの共同体から多くの利益を受けて生活している。

原告らは、本件原発事故前、地域における大気中の放射性物質の空間線量を気にすることなく、自宅周辺の放射線量を気にすることなく、海産物、農作物から検出される放射性物質を気にすることなく、被ばくによる健康状態を気にすることなく、家族、親族、学校、職場、地域と繋がり、共同体を形成し、平穏な日常生活を送ってきた。

しかしながら、本件原発事故は、原告らの平穏な日常生活そのものを根底から破壊した。

原告らは、日々の生活の中で放射線量を意識せざるを得ない生活を余儀なくされ、個々人が築き上げてきた人間関係、地位、財産、習慣や思い出等の様々な要素から引き離された。

本件原発事故によって破壊されたものは、原告らの日常生活、社会生活関係の全てであり、どのような避難生活、滞在生活を続けようとも、本件原発事故前の平穏な日常生活そのものを取り戻すことは不可能である。

すなわち、原告らの被害は、日常用語をもって表現すれば、「地域での本件原発事故前の生活を根底からまるごと奪われた」、「家族離散による生活の破壊」、「ふるさとを失った」などと表現できる。

以上の事実をふまえ、原告らは、本件における被侵害利益に関し「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」を主張することとして、法的主張を整理する。包括的平穏生活権とは、生存権、身体的・精神的人格権及び財産権によって基礎づけられる、地域において平穏な日常生活をおくることができる生活利益そのものを享受する権利法益である。以下、詳述する。

(2) 原告らが主張する「包括的平穏生活権」と、いわゆる「平穏生活権」との関係

そもそも、いわゆる「平穩生活権」という権利概念は、従前、いくつかの意味で用いられてきた概念である。

一つは、騒音被害事件や嫌忌施設による生活妨害事件のように、精神的平穩が侵害される場合であり、その被侵害利益は、主として精神的な人格権と密接に関連する意味合いで「平穩生活権」などと表現されてきた（東京高判昭和62年7月15日（判時1245号3頁）いわゆる横田基地騒音訴訟参照）。

もう一つは、廃棄物処分場や遺伝子組換え施設などから人体に有害な汚染水や病原体が流出し生命・身体に被害をこうむるのではないかという深刻なおそれ・危惧による人格権侵害の場合であり、その場合の被侵害利益は、身体的な人格権に直結した意味合いでの「平穩生活権」である（仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁参照）。すなわち、単なる不安感や危惧感ではなく、生命・身体に対する侵害の危険が一般通常人を基準として深刻な不安感や危惧感となって精神的平穩を侵害していると評価される場合には、裁判例上、身体的な人格権に直結した意味合いでの「平穩生活権」が侵害されたものと評価されてきた。

そして、本件において原告らが被侵害利益として主張する「包括的平穩生活権」という権利概念は、従前の裁判例等によって用いられてきたいわゆる「平穩生活権」を包摂する包括的な権利概念である。

(3) 包括的平穩生活権の具体的侵害態様

原告らが主張する包括的平穩生活権の具体的な侵害態様は、以下のとおりである。

ア 放射性物質によって汚染された地域で被ばくしたリスクと深刻な身体被害の不安・危惧感

原告らは、放射性物質によって汚染された地域で被ばくしたリスク及び、被ばくしたことにより今後健康被害が生じることへの深刻な不安

感・危惧感を強いられている。この深刻な不安感・危惧感は、身体的人格権に直結した意味合いでの平穩生活権の侵害である。この点については原告の準備書面12で詳述する。

イ 居住生活利益の侵害

原告らは、従前生活していた地域において、私的生活、社会生活、経済生活などあらゆる側面において、平穩な日常生活を送っていた。原告らは、地域社会において培ってきた、家族・親族との交流、住まい、学校・仕事・近隣住民との関係、地域コミュニティへの参加など、包括的な生活財から受けられる様々な法的利益を奪われており、これらの居住生活利益の侵害は、平穩生活権侵害と評価すべきである。

ウ 避難の選択を余儀なくされたこと

本件原発事故により、原告らは、従前平穩な生活を送っていた地域から避難することを余儀なくされており、平穩生活権の重大な侵害である。

避難生活では、①避難先住居での生活の不便・不自由、②見知らぬ土地での生活上の不安、情報不足、避難先地域住民とのコミュニケーションの困難、③避難行動の際における放射線被ばくの可能性による社会的差別や差別がなされる不安、④学校・職場・仕事の喪失、⑤家族分離、⑥帰還の困難さ、などの問題が生じるが、このような問題は本件事故によって惹起されたものとして、損害評価すべきである。

第3 いわゆる「差額説」について

- 1 1960年代に始まったモータリゼーション以後、極めて多数の交通事故が発生し、多数の個別事故の個別損害につき、裁判所は、多数の司法判断を求められてきた。そして、裁判所は、差額説（その中でも「金銭差額説」）の立場にたち、人身損害を個別の損害項目に区分し、それぞれの個別の損害項目につき、加害行為がなかったならば存在したであろう金銭的な状態から

加害行為があったことによって現実に存在する金銭的な状態を差し引き、その差額を損害と捉え、賠償額を算定してきた。具体的には、人身損害を①財産的損害と②精神的損害とに区別し、①財産的損害については、現実に支出された費用を賠償する積極的損害と、加害行為がなかったならば得られたであろう利益（逸失利益）を賠償する消極的損害とに区分し、②精神的損害については慰謝料として賠償するという賠償方式である。

具体的な損害額の認定については、書証等によって証明できる財産的損害については、原則としてその証明に基づく金額を損害額とし、厳密な証明ができない精神的損害については、概ね定額的な基準を用いて判断されてきた。

2 しかしながら、従来不法行為損害論を機械的に適用するだけでは、本件原発事故によって引き起こされたあるがままの被害のすべてを、適切に把握・評価することはできない。

それは、①従来不法行為損害論が前提としている交通事故は、あくまでも事故態様がまちまちの個別事故であって、同一事故により共通の深刻な被害を受けた本件原発事故とは根本的に異なること、②本件原発事故は、交通事故と異なり、立場の交代可能性がないこと、③交通事故の場合には、項目化した計算式を確立することにより自賠責等の責任保険との連動が実現し、被害の早期救済につながり得るが、本件原発事故にはそのような事情は存在しないこと、④何よりも、本件原発事故による被害の、広範性、継続性、深刻性、生活環境の喪失などの特徴は差額説ではとらえきれないからである。

たとえば、「放射性物質によって汚染された地域で被ばくしたリスクと深刻な身体被害の危惧」、「居住生活利益の侵害」、「長期間の避難生活を余儀なくされたこと」など、原告らが包括的平穩生活権の侵害の具体的な内容として主張している被害は、従来不法行為損害論では想定されていなかった新たなタイプの被害であり、金銭差額説を単純に用いたとしても、適切な損害額を導くことはできない。

- 3 そこで、本件においては、従来の不法行為損害論を機械的に用いることは不当であり、原告らの主張する包括的平穩生活権の侵害という被侵害利益から導かれる精神的損害をあるがままに把握した上で、加害行為の悪質性、被害の程度等を総合考慮したうえで、損害額の認定がなされるべきである。

第4 結語

- 1 本件においては、原告らは、等しく平穩生活権を侵害されており、精神的苦痛を被っている。
- 2 そして、本件では、上記のとおり、従来の不法行為損害論にとらわれず、原告らの平穩生活権の具体的な侵害態様を重視し、その精神的損害をあるがままに把握した上で、加害行為の悪質性、被害の程度等を総合考慮したうえで、損害額が認定されるべきである。
- 3 また、本件においては、被告らの注意義務違反の程度及び原告らの被侵害利益が回復不能なまでに侵害されていること、さらには、既に本件事故から既に5年以上という長期間が経過していることが重視されなければならない。
- 4 よって、原告らが請求する精神的損害（慰謝料）が、単に避難生活等に伴う精神的苦痛の慰謝だけに止まらず、それを含む「本件原発事故前の平穩な日常生活」そのものの侵害に見合うものでなければならないことからすれば、慰謝料として少なくとも金1000万円を認定するのが相当である。

以上